

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号
許認可等の種類	温泉増掘許可を受けた者の承継承認	根拠条項	第11条第2項
審査基準	温泉増掘許可を受けた者である法人の合併及び分割の場合 1 次の各号（温泉法第11条第2項で準用された同法第6条第2項で準用する同法第4条第1項第4号から第6号）に該当しないこと。 ① 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る増掘の事業の全部を承継する法人がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 ② 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る増掘の事業の全部を承継する法人が次の事由（温泉法第11条第2項で準用する温泉法第9条第1項第3号又は第4号）により増掘許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。 ○ 温泉法の規定又は温泉法の規定に基づく命令若しくは処分への違反 ○ 増掘許可に付された許可の条件（温泉法第11条第2項で準用する同法第4条第3項）への違反 ③ その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。		
	温泉増掘許可を受けた者の相続の場合 1 次の各号（温泉法第11条第2項で準用された同法第7条第3項で準用する同法第4条第1項第4号及び第5号）に該当しないこと。 ① 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 ② 申請者が次の事由（温泉法第11条第2項で準用する温泉法第9条第1項第3号又は第4号）により増掘許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。 ○ 温泉法の規定又は温泉法の規定に基づく命令若しくは処分への違反 ○ 増掘許可に付された許可の条件（温泉法第11条第2項で準用する同法第4条第3項）への違反		
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課
		交付機関	薬務課
標準処理期間		10日	
標準経由期間		日	
目次		NO	
6の2			